

令和6年第8回加賀市農業委員会定例総会

令和6年8月26日(月)

開会（午後1時26分）	
事務局（東出）	<p>これより令和6年第8回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員13名のうち12名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、12名のうち10名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、19日に嶋崎委員、紺谷委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長(中村会長)	<p>皆さん、こんにちは。(あいさつ等)</p> <p>それでは、令和6年第8回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長(中村会長)	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>11番 竹野委員、12番 福嶋委員を指名します。</p>
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（西出）	<p>説明させていただきます。議案第23号</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は1件です。</p> <p>整理番号1番、の譲受人が町内の農地を取得するものです。この農地は町内の譲渡人が所有していますが、現在は譲受人が借り受けし、農地を耕作しております。譲受人は水稻を主に農業を経営しており、今回、譲渡人の要望により農地を売買で取得するものです。</p> <p>以上、この案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第23号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第24号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p>	<p>それでは、議案 第24号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。</p> <p>加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は賃貸借の設定による更新が7件で、面積の合計が62,540㎡です。</p> <p>この1番から7番については、がそれぞれの所有者から借りていた農地の10年間契約が終了しましたので、新たに10年間の更新をするものです。</p> <p>以上この7件については、農地の受け手がいずれも農業経</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p> <p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第 24 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>嶋崎委員</p>	<p>次に、議案 第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、嶋崎委員から報告をお願いします。</p> <p>報告します。</p> <p>1 番の転用目的は車両置場建設です。雨水は浸透させる計画です。</p> <p>2 番の転用目的は自己住宅建設です。2 番は既に車庫が建設されていました。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>3 番の転用目的は駐車場建設です。3 番は既に駐車場が建設されていました。雨水は浸透させる計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>4 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p>

議長（中村会長）
事務局（橋本）

5番の転用目的は工場建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に川に流す計画です。

以上、5件とも周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

それでは、事務局から説明してください。

ご説明します。

1番は [] 地内にあり、田、面積 547 m²、転用目的は車両置場建設です。譲受人は [] を営んでおり、既存の車両置場が手狭になったため、申請地を購入して車両置場を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから、第1種農地と判断されますが、既存施設の面積 1/2 以内の拡張であるため許可相当に該当するものと考えます。

2番は [] 地内にあり、田、面積 320 m²、転用目的は自己住宅建設です。この案件は、譲渡人の父が昭和54年頃に納屋を建設しているものですが、父は亡くなっており建設の経緯は不明です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから、第1種農地と判断されますが、集落に接続しており、他に代替地もなかったため許可相当に該当するものと考えます。

3番は [] 地内にあり、畑、面積 495 m²、転用目的は駐車場建設です。この案件は、譲受人が営む [] が平成24年頃に駐車場を建設していたものです。譲受人は [] を営んでおり、申請地を購入して従業員用の駐車場を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当す

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>るものと考えます。</p> <p>4番は [] 地内にあり、田、面積 555 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種低層住居専用地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>5番は [] 地内にあり、田、8筆、面積計 20,894 m²、転用目的は工場建設です。譲受人は [] を営んでおり、工場を増設して増産するため、隣接地である申請地を購入して工場を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから、第2種農地と判断されますが、既存施設の面積 1/2 以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>報告 第 14 号 農地貸借の合意解約について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p>	<p>次に、報告第 14 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p> <p>農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出は 2 件、合計 3 筆 1,202 m²の面積です。</p> <p>1 件目は、農地法第 5 条よる転用申請に伴い、基盤法によ</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>る使用貸借権の設定がありましたので、その合意解約が提出されたものです。</p> <p>2件目は、農地の売買による3条申請が提出されましたが、基盤法による賃貸借契約設定がされていたので、その合意解約が提出されたものであります。</p> <p>以上、この件については解約条件が無く、土地の引き渡しについても問題が無くなり適当と考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、終わります。</p>
<p>報告 第 15 号 農地利用最適化活動について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告 第 15 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 （委員からの報告なし）</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
<p>事務連絡</p>	
<p>事務局（宮下）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）</p> <p>ほかに何かありませんか。 なければ、以上をもちまして、令和6年 第8回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
<p>閉会（午後2時10分）</p>	